

# 居宅介護支援事業所重要事項説明書

## 1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0877-43-7529 (月～金曜日 9:00～17:00)

090-6884-2353

担当 介護支援専門員 十河妙子 ／ 管理者 十河妙子

\*ご不明な点は、何でもおたずねください。

## 2. 居宅介護支援事業所の概要

### (1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	りぼんケアプランサービス
所在地	香川県丸亀市郡家町 1813-1-1 号
事業所の指定番号	居宅介護支援事業 ( 3770201782 )
サービスを提供する実施地域※	丸亀市、坂出市、高松市、三豊市、善通寺市、綾歌郡、仲多度郡とする。(島しょ部は除く)

### (2) 事業所の職員体制

管理者 1名 主任介護支援専門員 1名(兼務) 介護支援専門員(常勤)1名  
介護支援専門員(非常勤)1名

### (3) 営業時間

月～金曜日 午前9時から午後5時まで

(日曜・祝祭日・お盆8月13日～15日・12月29日～1月3日は休業)

\* 但し、24時間連絡可能な体制とする。

### (4) サービス提供の記録について

利用者はサービス利用に関する記録など、求めがあれば閲覧することができます。

## 3. 秘密保持

- 1 事業者、介護支援専門員および事業者の使用者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者の有する問題や解決すべき課題等についてのサービス担当者会議において、情報を共有するために個人情報をサービス担当者会議で用いることを、本契約をもって同意とみなします。

#### 4. 利用料金

##### 利用料(ケアプラン作成料)

◎要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。

##### 【1】(居宅介護支援利用料)

① 介護支援専門員取扱件数 45 件未満の場合

要介護1・2 10,860 円 要介護3・4・5 14,110 円

② 介護支援専門員取扱件数 45 件以上 60 件未満の場合

要介護1・2 5,440 円 要介護3・4・5 7,040 円

③ 介護支援専門員取扱件数 60 件以上場合

要介護1・2 3,260 円 要介護3・4・5 4,220 円

④ 加算を算定した場合

初回加算 1ヶ月につき 3,000 円

入院時情報連携加算(I) 1ヶ月につき 2,500 円

入院時情報連携加算(II) 1ヶ月につき 2,000 円

退院・退所加算(I)イ 入院または入所期間中1回を限度に 4,500 円

退院・退所加算(I)ロ 入院または入所期間中1回を限度に 6,000 円

退院・退所加算(II)イ 入院または入所期間中1回を限度に 6,000 円

退院・退所加算(II)ロ 入院または入所期間中1回を限度に 7,500 円

退院・退所加算(III) 入院または入所期間中1回を限度に 9,000 円

緊急時等居宅カンファレンス加算 1回 2000 円

ターミナルケアマネジメント加算 1ヶ月につき 4,000 円

通院時情報連携加算 1か月につき 500 円

##### 【2】高齢者虐待防止措置未実施減算

指定居宅介護支援等基準第27条の2に規定する基準を満たさない場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

##### 【3】業務継続計画未策定減算(令和7年3月31日まで経過措置)

指定居宅介護支援等基準第19条の2第1項に規定する基準を満たさない場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

#### 交通費について

前記2の(1)のサービス提供地域にお住まいの方は、一切料金はかかりません。

#### 解約料について

お客様はいつでも契約を解約することができ、解約料など一切料金はかかりません。

## 5. 居宅サービス計画作成について

当事業所では、以下の事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の支援をします。

- ① 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- ② 当該地域における指定居宅介護支援事業等に関するサービス内容、当該事業所をケアプランに位置付けた理由の説明、利用者等の情報を適正に利用者及びその家族に提供し、利用者が複数の事業所の紹介を求める事が可能である旨の説明を行い、選択を求めます。
- ③ 居宅介護支援の提供の開始に当たり、利用者等に対して、入院時の担当介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に提供するように依頼します。
- ④ 利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て意見を求めた主治医等に対してケアプランを交付します。訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に介護支援専門員自身が把握した利用者の状況等について、介護支援専門員から主治医、歯科医、薬剤師の必要な情報伝達を行ないます。
- ⑤ 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅サービスの原案を作成します。
- ⑥ 通常のケアプランよりかけ離れた回数の訪問介護(生活援助中心型)を位置付ける場合には、市町村にケアプランを届け出て地域ケア会議の開催等により、届け出されたケアプランの適正検証を行ないます。
- ⑦ 介護支援専門員は、契約時に前6か月間に作成されたケアプラン総数のうち、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与がそれぞれ位置付けられたケアプランが占める割合について利用者へ説明します。  
また、契約時に前6か月間に作成されたケアプランに位置付けられた訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与ごとの回数のうち、同一の事業所によって提供されたものが占める割合(上位3位まで)について利用者へ説明します。 \*別紙
- ⑧ その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行ないます。

## 6. 虐待防止について

利用者的人権の擁護、虐待防止の為に、次に掲げる措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。  
虐待防止に関する責任者 管理者 十河妙子
- ② 利用者及び事業所等からの連絡、通知を受けた際に、適切に対応するための体制整備を行います。
- ③ 職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ④ 成年後見制度の利用の支援をします。
- ⑤ 市町村、地域包括支援センター、警察等との虐待などにおける通報先との連携・協力に努めます。

## 7. ハラスメントについて

暴言・暴力・ハラスメントに対する為に次に掲げる措置を講じます。

- ① 暴言・暴力・ハラスメントに対する組織、地域での適切な対応を図るとともに法人内に責任者を選定しています。  
ハラスメントに関する法人責任者 代表社員 十河妙子
- ② 職員に対する暴言・暴力・ハラスメントを防止し、啓発、普及するための研修を実施しています。
- ③ 暴言・暴力・ハラスメント行為が利用者やその家族からあった場合には、解約するだけではなく、法的な措置とともに損害賠償を求める事があります。

## 8. 感染症や災害への対応について

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に開催するなどの措置を講じます。

- ① 感染症の予防及びまん延を防止の為の従業者に対する研修及び訓練の実施
- ② その他感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置(委員会の開催、指針整備)
- ③ 災害に係る業務継続計画策定、平常時の対応、設備対策など、また緊急時の対応、他施設および地域との連携、協力体制の構築に努めます。

### ◇当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

### ◇ その他の相談窓口

当事業所以外に、お住まいの市町担当課でも相談出来ます。

丸亀市役所	高齢者支援課	TEL 0877-24-8807
坂出市役所	かいご課	TEL 0877-44-5090
高松市役所	介護保険課	TEL 087-839-2326
善通寺市役所	高齢者課	TEL 0877-63-6331
三豊市役所	介護保険課	TEL 0875-73-3017
宇多津町役場	保健福祉課	TEL 0877-49-8003
綾川町役場	健康福祉課	TEL 087-876-1113
琴平町役場	高齢者支援課	TEL 0877-75-6706
多度津町役場	高齢者保健課	TEL 0877-33-4488
まんのう町役場	福祉保健課	TEL 0877-73-0125